

○仙北市企業力強化支援事業費補助金交付要綱

令和5年3月24日告示第41号

改正

令和6年4月1日告示第59号

仙北市企業力強化支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、仙北市企業力強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、県外又は海外で開催される商談会等に参加する市内の中小企業者等に対して、自社製品の販路拡大、企業価値の向上による認知度強化、生産性向上又は新分野への進出を図り、雇用の増加を目的とし、仙北市補助金等交付規則（平成17年9月20日仙北市規則第39号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第2条に規定する中小企業者（個人を除く。以下同じ。）をいう。
- (2) 商談会等 県外又は海外において、商談又は取引先開拓のために開催される商談会、展示会及び見本市をいう。ただし、一般消費者に対し直接販売することを主な目的とする物産展等及び本市が主催又は共催する商談会等を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 仙北市内に本社又は主たる事業所（以下「事業所」という。）を置いていること。
- (2) 仙北市内に置いている事業所で製造又は開発しているあるいは仙北市内で製造又は開発された製品を販売していること。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 許認可等を必要とする業種にあつては、既に当該許認可証等を受けていること。
- (5) 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員ではないもの、又は将来にわたって該

当しないもの。また、暴力団、暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないもの。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種、公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する事業を営む者でないこと。

(7) 公益法人又は事業者の経営に国又は地方公共団体が直接又は間接に参画していないもの。ただし、仙北市が出資して設立した事業者は除く。

(8) 前7号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた者でないこと。

2 前項に該当する者のうち、国、本市以外の地方公共団体、その他公的団体から経費について補助を受けている者は補助対象者から除くものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が申請の日が属する年度内に県外又は海外で開催される商談会等に出展する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業に係る経費のうち、別表に掲げる経費とする。

2 補助金の算定に当たり、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額しなければならない。

(補助金の額)

第6条 補助対象経費に対する補助金の額（以下「補助額」という。）は、補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、50万円を上限とする。

2 補助額の計算において千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 市長は、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(補助条件等)

第7条 同一の中小企業者等に対する補助金の交付は同一年度において1回限りとする。また、同一の中小企業者等が毎年度開催される同一の商談会等に出展する場合の補助金の交付は、通算して3回を限度とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、仙北市企業力強化支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(別紙1)
- (3) 同意・誓約書(別紙2)
- (4) 補助金対象事業の出展案内・パンフレット
- (5) 市税納税証明書(滞納なし証明)
- (6) 補助対象経費の積算根拠となる資料
- (7) 許認可等が必要な業種は当該許認可証等の写し
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請受付期間は当該年度の4月1日から5月31日までの1回とする。ただし、交付決定額が予算額に満たない場合は、別に受付期間を設けることができる。

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、仙北市企業力強化支援事業費補助金審査委員会設置要領に定める審査委員会で採択を行い、補助金交付の可否を決定し、当該申請を行った者に対して、交付を決定したときは仙北市企業力強化支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、不交付を決定したときは仙北市企業力強化支援事業費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。なお、審査結果については如何なる場合であっても公表しない。

2 市長は、前項の交付決定に当たり、条件を付すことができる。

(補助金の変更申請等)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の内容に変更があるとき、又は中止しようとするときは、速やかに仙北市企業力強化支援事業費補助金変更(中止)申請書(様式第5号)に次の書類を添付し、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の収支予算書(別紙3)
- (2) 変更後の補助対象経費の積算根拠となる資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、当該申請書の提出があった日から起算して30日以内に変更又は中止の可否を決定し、当該申請を行った者に対して、仙北市企業力強化支援事業費補助金

変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

（実績報告書）

第11条 交付決定者は、当該交付決定に係る補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内又は補助金の交付決定通知書を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、仙北市企業力強化支援事業費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、交付決定前に事業に着手している場合は、交付決定通知書を受領後、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

- （1）収支決算書（様式第8号）
- （2）事業完了報告書（別紙4）
- （3）補助対象事業の履行状況が確認できる写真
- （4）補助対象事業に領収書又はこれに代わるものの写し
- （5）前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかに補助対象事業の完了を確認し、その成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定させ、仙北市企業力強化支援事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の請求および交付）

- 第13条 市長は、交付すべき補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。
- 2 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、仙北市企業力強化支援事業費補助金交付請求書（様式第10号）により、市長に補助金を請求するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日の翌日から起算して30日以内に当該交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の取り消し、金額の変更および返還）

- 第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- （1）補助金を他の目的に使用したと認められるとき。

- (2) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。
- (3) 補助対象事業の履行が不正な手段によると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は交付の条件その他法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の支給決定を取り消すときは、仙北市企業力強化支援事業費補助金交付確定取消通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。この場合において、既に支給された補助金を返還させるときは仙北市企業力強化支援事業費補助金返還命令書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（関係書類の保存）

第15条 交付決定者は、経理関係帳簿等を含む事業関係書類を、補助対象事業実績報告書を提出した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（調査等）

第16条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に報告をさせ、又は職員に帳簿書類その他の事項を調査させることができるものとする。

（補足）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容
出展料	商談会等への出展料
展示装飾費	出展会場の装飾に係る経費等
輸送費	商談会等で使用する商品、商材その他物品の海外輸送費、保険料、国内輸送費等
広報物制作費	広報物の制作費、翻訳料等
備品借上料	出展会場の装飾に必要と認められる備品の借上料等
交通費	補助対象事業に直接従事する者の商談会等の開催会場までの往復運賃（最短経路による妥当な運賃で2人分まで）
宿泊費	補助対象事業に直接従事する者が、商談会等の開催期間の前後日を含めた期間において宿泊施設に支払った額 （1人1泊1万円を上限に2人分まで）